

堺市小規模校基本方針

平成 14 年 8 月 22 日
堺市教育委員会

近年、出生率の低下が顕著な中で本市においてもその例外ではなく、小学校では、昭和 56 年度の 95,248 人をピークに、中学校では昭和 61 年度の 45,509 人をピークに減少し、小中学校の小規模化が進行している。

学校教育において、児童生徒の個性は、他人との比較の中から自覚されるものであり、異なる個性との磨き合いの中で育っていくものである。そのため、一定規模以上の集団の中での学び合いや相互の働きかけが、個性の伸長にとって大切である。

今年度から実施された新学習指導要領の中においても、学校の教育活動の重点としている「生きる力」を育成する上で、異なる個性をもつ多人数が相互に啓発し合い、切磋琢磨することが重要であると述べられている。

また、教育委員会では、平成 10 年 7 月に「21 世紀に向けた堺市教育行政の在り方」について、堺市教育改革審議会に諮問し、同審議会から平成 12 年 8 月に答申を受理した。

教育委員会では本答申の趣旨や教育効果の観点を踏まえ、本市の小規模校の活性化に対する基本方針として次のとおり定める。

なお、この基本方針は、今後の国や府の動向も踏まえながら、必要に応じて改めていくものとする。

1 小規模校の活性化

学校の適正規模の基準については、学校教育法施行規則や義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令の定めにより、概ね 12 学級から 24 学級までが適正な学校規模とされている。

また、大阪府教育委員会の「教育改革プログラム（平成 11 年 4 月）」では、少なくとも 12 学級程度が望ましいとされていることを踏まえ、養護学級を除いた通常の学級数が 11 学級以下の小中学校については、複数学年又は近隣校との合同による学習活動及び小中学校間や地域との交流による授業等の方法により、その活性化に努めるものとする。

しかし、同学年の人数が少なすぎると、学校の大きなねらいである集団の持つ教育機能は十分に發揮しにくく、教育方法の創意工夫による活性化には限界があると考えられる。このため、次の選定基準に該当する過小規模の学校については、再編整備に取り組むものとする。

【再編整備の選定基準】

- (1) 学校規模が養護学級を除く通常の学級数で 6 学級以下である。
- (2) 今後も児童生徒数の増加が見込みにくい。
- (3) 校区世帯数・人口が市平均を大きく下回っている。
- (4) 小学校の再編整備にあたっては、同一中学校区内とする。
- (5) 再編後も原則として 1 中学校区 2 小学校を維持する。
- (6) 再編後の学校規模が 24 学級を超えない。
- (7) 再編後の校区面積が市平均校区面積を突出しない。
- (8) 中学校で各学年複数学級となる場合は、再編整備の対象外とする。

2 再編整備の対象校及び時期

平成 14 年 5 月 1 日現在、選定基準に該当する市立湊小学校を市立湊西小学校に、市立晴美台東小学校を市立晴美台小学校に、それぞれ平成 19 年 4 月 1 日を目途に統合し、再編整備する。

3 地域別懇談会（仮称）の設置

再編整備にあたっては、校名や学校施設等に関する意見を聞くため、教職員及び P.T.A 等の学校関係者、自治会等の地域住民の代表者並びに行政関係者により構成する地域別懇談会（仮称）を設置する。